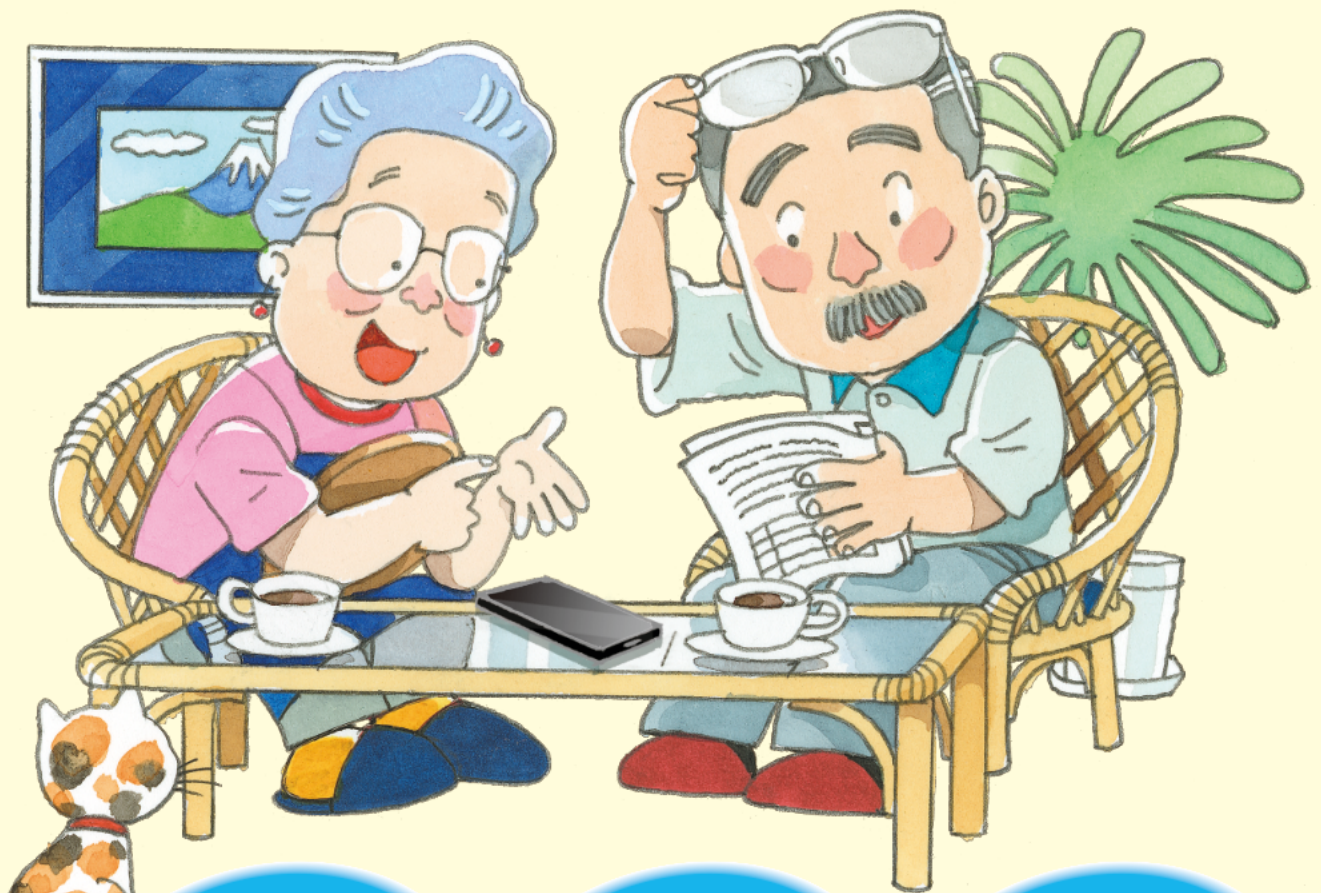


日常生活自立支援事業・成年後見制度

ホッとあんしん



どんな
福祉サービスが
あるのかな…

お金の管理が
心配だな…

公共料金は
どうなって
いたかな…

あなたのくらしをサポートします



しゃ かい ふく し ほう じん
社会福祉法人

はま まつ し しゃ かい ふく し きょう ぎ かい
浜松市社会福祉協議会

けん り よう ご し えん
権利擁護支援センター

権利を守り支援する制度について

日常生活を営むにあたり、物を買ったり、福祉等のサービスを利用するなど、契約や判断が必要となる場面において、認知症や障がいなどが原因で判断が困難な場合に、本人にとってより適切な決定ができるよう支援をする制度です。

ご利用できる方は

日々の暮らしに支障がある **認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等** が対象になります

日常生活自立支援事業

本人との契約による利用

判断能力の状況

不十分

- 福祉サービス利用援助など（様々な福祉サービスの利用に関する相談等）
- 日常的な金銭管理（生活費の管理、支払手続き等）
- 書類等の管理

くわしくは P4,5 へ

成年後見制度（法定後見）

家庭裁判所への申立てによる利用

判断能力の状況

不十分

著しく不十分

全くない

家庭裁判所が成年後見人などを選任

補助人

保佐人

成年後見人

- 身上保護（病院の入院・施設等の入所契約、医療・介護契約等）
 - 財産管理（預貯金・不動産等資産の管理、遺産分割、売買契約の締結等）
- ※成年後見人等には、同意権、代理権、取消権が与えられます。

くわしくは P6 へ

成年後見制度（任意後見）

本人との契約による利用

判断能力の状況

判断能力あり

不十分

著しく不十分

全くない

契約締結

任意後見開始

- 将来、判断能力が不十分になったときに備えたい。
- 身上保護（病院の入院・施設等の入所契約、医療・介護契約等）
- 財産管理（預貯金・不動産等資産の管理、遺産分割、売買契約の締結等）

くわしくは P7 へ

日常生活自立支援事業

利用事例

- 普段のお金の管理が心配な場合
- 通帳や印鑑、財布等をどこに置いたかわからなくなった場合
- ガスや電気料金の振り込みを忘れがちな場合
- 福祉サービスがどうしたら使えるのかわからない場合



成年後見制度(法定後見)

利用事例

- 本人が意識不明で入院しており、通帳から出金できない場合
- 毎回、悪徳商法等に引っかかる場合
- 身近な人を誰かわからなくなった場合
- 土地、建物等の財産管理が自分でできなくなった場合



成年後見制度(任意後見)

利用事例

- 将来判断能力が不十分になった時のために、あらかじめ自らが選んだ人(任意後見人)との間で、代わりにしてもらいたい事(財産管理等)を契約(任意後見契約)で決めておく制度です。



日常生活自立支援事業について

◎ サービス内容

福祉サービスの利用援助

- さまざまな福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談
- 福祉サービスの利用における申込み、契約の手続き援助
- 入所、入院している施設や病院のサービスや利用に関する相談
- 福祉サービスに関する苦情解決制度の利用手続きの支援



日常的金銭管理サービス

- 福祉サービスの利用料の支払い代行
- 病院への医療費の支払い手続き
- 年金や福祉手当の受領に必要な手続き
- 税金や社会保険料、電気、ガス、水道等の公共料金の支払い手続き
- 日用品購入の代金支払い手続き
- 預貯金の出し入れ、また預貯金の解約手続き
- ご希望や状況に応じて、日常的金銭管理サービスで取り扱う通帳、印鑑をお預かりすることができます。



書類等の預かりサービス

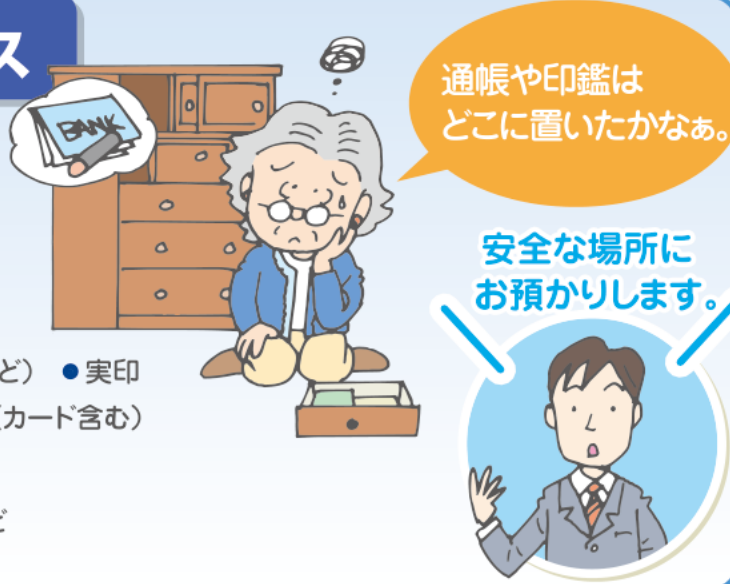
- 希望される通帳や印鑑、証書などの書類をお預かりします。

※預かることができるもの

- 年金証書 ● 預貯金通帳
- 証書（保険証書、不動産権利書、契約書など） ● 実印
- 銀行印 ● その他適当と認めた書類など（カード含む）

※預かることができないもの

- 宝石 ● 書画 ● 骨董品 ● 貴金属類など



その他のサービス

- 定期的に訪問し、福祉の情報を提供いたします。
- 訪問販売、消費者被害等の犯罪防止
- 成年後見制度のご相談

訪問販売など
ひっかかってないか
心配だな…。



定期的に
お伺いします。



利用料

ご相談、訪問調査や支援計画の作成は無料です。契約締結後の援助については有料です。

●事務費

1年ごとに **3,000円**

●サービス利用料

1時間まで **1,200円**

以後、30分毎に400円加算

●書類預かりサービス

1か月当たり **500円**

書類の出入れ1回…750円

※生活保護受給世帯については免除されます。

◎事業実施手順

①相談

権利擁護支援センターまたは、お近くの地区センターへご相談ください。(P8参照)

もしもし



②訪問

専門員(社協職員)が訪問して、お話を伺います。

こんにちは!
〇〇様。



ピンポン

③支援計画作成

本人の希望などを確かめて、支援計画を作成します。

ほほう



④契約締結審査会

支援計画をもとに、弁護士・精神科医等5名の委員で本人の判断能力、利用意思、支援計画の審査をします。



⑤契約締結

契約締結審査会にて可決された支援計画をもとに、社会福祉協議会と契約します。

では
この契約で。



⑥援助開始

支援計画の内容に基づき、生活支援員(社協職員)がお手伝いいたします。

よろしく
お願いします!



成年後見制度について

成年後見制度には、既に判断能力が十分でない場合に利用できる「法定後見制度」と、判断能力が十分でなくなったときのためにあらかじめ後見人を定めておく「任意後見制度」があります。

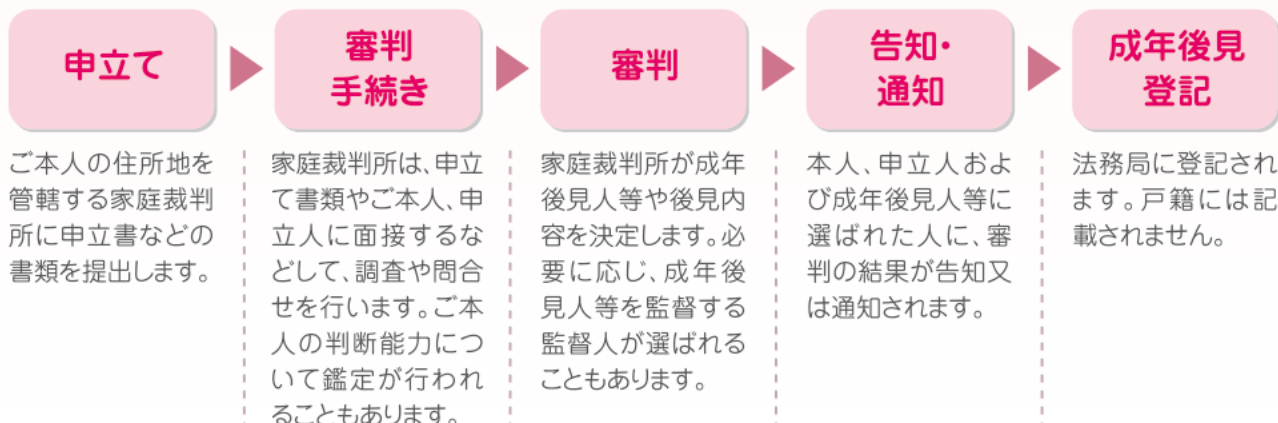
法定後見制度

法定後見制度は、ご本人の判断能力の程度に応じて **補助** **保佐** **後見** の3つに支援内容が分かります。それぞれの制度の概要は次のとおりです。

		補助	保佐	後見
要件	対象者の判断能力	精神上の障がい(認知症・知的障がい・精神障がい等)により事理を弁識する能力が不十分な方	精神上の障がいにより事理を弁識する能力が著しく不十分な方	精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にある方
	医師による鑑定	原則として不要	原則として 必要	原則として 必要
開始手続	申立権者	本人、配偶者、四親等内の親族、成年後見人等、成年後見監督人等、検察官、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人、市区町村長		
	本人の同意	必要	不要	不要
名称	本人	被補助人	被保佐人	成年被後見人
	支援者	補助人	保佐人	成年後見人
	監督人	補助監督人	保佐監督人	成年後見監督人
同意権・取消権(※)	付与の対象	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為(民法13条1項所定の行為の一部)	民法13条1項所定の行為、及び申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為	日常生活に関する行為以外の行為
	付与の審判	必要	不要	不要
	本人の同意	必要	不要	不要
	取消権者	本人、補助人	本人、保佐人	本人、成年後見人
代理権(※)	付与の対象	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為		原則として全ての法律行為
	付与の審判	必要	必要	不要
	本人の同意	必要	必要	不要
成年後見人等の責務		本人の意思の尊重、本人の心身の状態及び生活の状況に配慮する義務		

※成年後見人等には、同意権、代理権、取消権が与えられます。

●申立ての流れ



任意後見制度

任意後見制度は、ご本人があらかじめ、任意後見人になってくれる人と後見してもらう内容について任意後見契約を結んでおくことにより、ご本人の判断能力が不十分になったときに、任意後見契約に従い、任意後見人がご本人を援助する制度です。

任意後見契約は、公証人による公正証書で作成し、登記する必要があります。
任意後見人による援助の内容はご本人の希望に応じて設定できます。



成年後見制度には2種類あるのね。

● 申立ての流れ

任意後見契約の準備

任意後見人になってくれる人(任意後見受任者)を探します。身近に任意後見人になってくれる人がいない場合、第三者を任意後見人として選ぶこともできます。また、どのようなことを後見してもらうか、内容についても確認しておきます。

任意後見契約

公証人に公正証書を作成してもらい、任意後見契約を締結し、登記します。

ご本人の判断能力が不十分になった場合

任意後見監督人選任の申立て

ご本人、配偶者、四親等内の親族又は任意後見受任者が、家庭裁判所に任意後見監督人(任意後見人を監督する人)の選任の申立てを行います。

任意後見監督人の選任

任意後見監督人が選任されると、任意後見契約の効力が発生し、後見が開始されます。

公正証書の作成について

公正証書は、お近くの公証役場で作成してもらいます。外出が困難な場合は、出張してもらうことも可能です(別途出張費がかかります)。詳細は、お近くの公証役場にお問い合わせください。
(浜松公証人合同役場 TEL:053-452-0718)

■ 第三者後見人等の報酬について

第三者が、法定後見制度の成年後見人等や、任意後見制度の任意後見人、任意後見監督人となった場合は、原則、報酬が必要となります。任意後見人の報酬額は契約に基づきますが、それ以外の場合は家庭裁判所が決定します。

制度を利用して
安心できる
生活を送りたいですね!



お問い合わせ窓口

●日常生活自立支援事業・成年後見制度について

浜松市社会福祉協議会 権利擁護支援センター

TEL 053-450-7151
FAX 053-453-0608

〒432-8035 浜松市中央区成子町140-8
(福祉交流センター内)



西地区センター

TEL 053-596-1730
FAX 053-596-1738

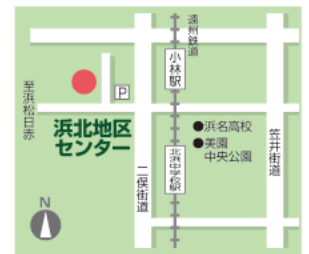
〒431-0292
浜松市中央区
舞阪町舞阪2701-9
(舞阪支所内)



浜北地区センター

TEL 053-586-4499
FAX 053-586-4909

〒434-0031
浜松市浜名区
小林1272-1
(ふれあい交流センター浜北内)



北地区センター

TEL 053-527-2941
FAX 053-527-2945

〒431-1305
浜松市浜名区
細江町気賀4581
(細江介護予防センター内)



天竜地区センター

TEL 053-926-0322
FAX 053-926-0323

〒431-3314
浜松市天竜区
二俣町二俣530-18
(天竜保健福祉センター内)



●成年後見制度・任意後見制度について

お問い合わせ先	所在地	電話・FAX番号
静岡家庭裁判所浜松支部 後見係	〒430-8507 浜松市中央区中央一丁目12-5	TEL 053-453-7168
静岡県社会福祉士会 (権利擁護センターばあとなあ静岡)	〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館シズウエル4階	TEL 054-252-9877 FAX 054-252-0016
静岡県司法書士会 (リーガルサポート静岡支部)	〒422-8062 静岡市駿河区稲川一丁目1-1 静岡県司法書士会館	TEL 054-289-3999 FAX 054-289-3702
静岡県弁護士会浜松支部 (高齢者・障害者総合支援センター)	〒430-0929 浜松市中央区中央一丁目9-1	TEL 053-455-3009 FAX 053-452-3328

●任意後見制度の公正証書について

お問い合わせ先	所在地	電話・FAX番号
浜松公証人合同役場	〒430-0946 浜松市中央区元城町219-21 第一ビル2階	TEL 053-452-0718 FAX 053-452-4308